

静 情 審 第 2 1 号

平成26年9月30日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年1月29日付け医疾第1330号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成24年度及び平成25年度に県が作成又は取得した子宮頸がんワクチンに関する文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第190号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が、別記の1記載の文書1から文書16までにつき、その一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記の2に掲げる部分を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成25年7月27日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成24年度及び平成25年度に作成又は取得した子宮頸がん予防ワクチンに関する公文書の開示を請求し、同月29日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成25年8月9日、実施機関は、条例第13条第2項の規定により、平成25年8月30日まで、開示決定等の期間を延長した。
- (3) 平成25年8月30日、実施機関は、別記の1記載の文書1から文書16までの文書（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、文書1から文書4まで（以下「本件対象公文書」という。）の一部が条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、公文書部分開示決定（以下「原処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成25年10月28日、異議申立人は、原処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月29日、実施機関は、これを受け付けた。
- (5) 平成25年12月13日、実施機関は、原処分を変更し、文書1及び文書2については条例第7条第3号にも該当することを理由として追加するとともに、開示しないこととした部分の一部を開示することとした部分開示決定（以下「変更処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、患者の氏名を除き、非開示とされた部分の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示部分（患者の氏名を除く。）は、条例第7条第2号にも第6号にも該当しない。
- (2) 特に報告医療機関名が、個人情報として非開示とされる根拠は全くもって不明である。

- (3) 静岡県教育委員会にも同内容の開示請求を行ったが、同一の情報公開条例に従いながら、統一的な判断がなされていない。
- (4) 被害にあった個人の名前などの開示を求めているわけではない。この病院で打ったから副反応が生じたというようなことが、もし仮にあったとしたら、その病院の間診体制が不十分だったのではないかという社会的な検証を受ける必要性がある。ただ、病院の経営上、風評被害を含めて、大きな被害を与えるかもしれないので、開示することのメリット、デメリットを踏まえ、慎重に判断してもらいたい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書の性質及び内容等

ア 子宮頸がん予防ワクチン接種制度

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因で起こるがんであり、ワクチン接種により感染予防の効果が期待できることから、平成22年度から、接種費用の9割を公費助成する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されたが、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づかない任意の予防接種としての位置付けであった。

その後、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆるワクチン・ギャップの問題等をふまえ、平成25年に法の改正（以下「平成25年改正」という。）が行われ、子宮頸がん予防ワクチン接種事業が一般財源化されるとともに、同事業の対象とされていたワクチンについては、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子を対象として、法第5条第1項の規定による予防接種（定期接種）として位置付けられることとなった。

なお、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかとなり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされた（平成25年6月14日付け健発0614第1号厚生労働省健康局長発出に係る都道府県知事あて勧告）。

イ 法第12条第1項の規定による報告制度（副反応報告制度）

平成25年改正前は、予防接種の際の副反応に係る報告については、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく副作用等報告、通知による予防接種制度の副反応報告、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の副反応報告という3つの制度が存在したが、平成25年改正により、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の副

反応報告制度をふまえて、医療機関から厚生労働大臣（国）への報告が義務化された。なお、定期接種以外の接種（任意接種）の場合にも、医療機関は国への報告に協力することとされている。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告に関しては、医療機関から国への報告は平成25年改正前から義務付けられていたが、平成25年改正後は、国から都道府県を經由して市町村への情報提供も制度的に位置付けられたものである（法第12条第1項）。

ウ 対象公文書の性質及び内容

対象公文書は、請求対象の期間中に作成又は取得した子宮頸がん予防ワクチンに関する文書であるが、主に、同ワクチン接種後の健康被害や副反応に関する文書である。

なお、本件対象公文書のうち、文書2から文書4までは平成25年改正前のもので、文書1が平成25年改正後のものである。

(2) 非開示とした具体的理由等

ア 文書1

(7) 内容、構成

平成25年改正後の法に基づく副反応報告制度に基づき、医療機関から国へ提出された予防接種後副反応報告書（以下「副反応報告書」という。）については、その写しが国から都道府県に情報提供のため送付され、提供を受けた都道府県は、さらに、各都道府県医師会及び患者（被接種者）の住所地を管轄する保健所を經由して、市町村に対して情報提供を行うことになる。

文書1は、平成25年4月1日から開示請求を受け付けた平成25年7月29日までに国から実施機関に対して送付された6件の報告に関し、管轄保健所長等に実施機関が行った計4回の情報提供に係る文書（平成25年4月4日、4月12日、6月20日、7月31日施行分）で、それぞれ、健康福祉部疾病対策課長（以下「担当課長」という。）から管轄保健所長及び一般社団法人静岡県医師会会長（以下「県医師会会長」という。）への通知の起案鑑、担当課長から管轄保健所長への通知文、健康福祉部長から県医師会会長への通知文、副反応報告書、FAX送信状、報告集計表の6つの文書で構成されている。

このうち、変更決定の結果、非開示部分が含まれているのは副反応報告書及びFAX送信状のみである。

a 副反応報告書

法第12条第2項に基づき、医療機関から国へ提出された後、患者（被接種者）の住所地の市町等に情報提供するため、国から実施機関へ情報提供された6件の副反応報告書の写しである。

b FAX送信状

医療機関が国に対して副反応報告書を提出するに当たって添付されたもので、発信者、受信者、通信内容等が記載されている。

(4) 非開示とした部分及び非開示とした具体的理由

a 副反応報告書

(a) 条例第7条第2号該当性

副反応報告書には、特定の個人の氏名が記載されており、特定の患者の副作用に関する情報である。したがって、全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

条例第8条第2項（部分開示）に関しては、法上の定期接種・任意接種の別や接種したワクチン名などを除き、患者のカルテに記載されているものと同等で、患者の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、当初決定では、①患者（被接種者）氏名又はイニシャル欄、住所欄及び生年月日欄の記載、②報告者氏名（接種者、主治医等の区分欄を除く。）、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、③接種場所医療機関名及び住所欄の記載、④接種の状況欄のうち、接種日、出生体重、接種前の体温、家族歴についての記載、⑤症状の概要欄のうち発生日時、概要（症状・兆候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、⑥症状の転帰欄のうち転帰日についての記載、⑦症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、⑧欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号を非開示とした。

なお、本件に係る異議申立てを受け、市町の予防接種等に係る事務担当課の取扱いを確認したところ、副反応報告に係る問合せが住民からあった場合、副反応報告の対象となった住民数（報告対象件数）については回答する取扱いが通例であることが判明したことから、当初決定で非開示とした部分のうち、患者（被接種者）の住所（市町村名まで）については、慣行として公にされている情報として、条例第7条第2号ただし書アに該当するため、変更決定により開示した。

また、異議申立書において、報告医療機関名が個人情報として理由に非開示とされる根拠が不明であるとされているが、上記のとおり副反応報告書が全体として個人情報であると考えられる。仮に、部分的にとらえた場合であっても、患者（被接種者）は、通常、住所地の最寄りの医療機関で接種し、予防接種後に副反応が生じた場合には、接種場所医療機関又は最寄りの医療機関を受診することから、接種場所医療機関や報告医療機関名等を開示

することにより、特定の個人が識別され又は個人の権利利益を害されるおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(b) 条例第7条第3号該当性

予防接種後の副反応は、諸条件が重なって発生するにもかかわらず、医療機関の接種行為のみが原因と考えられ、医療機関の事業運営上支障が生ずるおそれがあるため、接種場所医療機関名等については、条例第7条第3号に該当する。

また、副反応が生じた場合、通常、接種をした医療機関を受診することから、接種場所医療機関名等と同様に、報告医療機関名等についても、条例第7条第3号に該当する。

b FAX送信状

報告医療機関の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号を非開示とした。報告医療機関とは、特定の患者（被接種者）が副反応の症状を呈した際に受診した医療機関であり、a (a)のとおり、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示としたものである。

また、a (b)のとおり、条例第7条第3号にも該当する。

イ 文書2

(7) 内容、構成

平成22年11月から平成25年3月までに、医療機関から国あてに報告された副反応の症例のうち、重篤として報告されたにもかかわらず、転帰及びワクチンのロット番号が不明となっているものについて、国が都道府県を通じて該当市区町村あてに行った調査に係る文書で、厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール並びに患者ごとに、報告者、接種の状況、留意点、副反応の状況及び転帰が記載された一覧表形式の報告書様式とで構成されている。

(4) 非開示とした部分及び非開示とした具体的理由

a 厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール

メール送信者欄及び依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスを非開示とした。

当該メールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

b 報告書様式

患者欄には、イニシャル、性別、年齢、住所（市町名まで）が記載されて

おり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

条例第8条第2項（部分開示）に関しては、本部受付番号、ワクチン名、ロット番号等などを除き、患者のカルテに記載されているのと同等で、患者の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、当初決定では、①患者欄のうちイニシャル及び市町村についての記載、②報告者欄のうち施設名及び市区町村についての記載、③接種の状況欄のうち接種日についての記載、④副反応の状況欄のうち発生日についての記載、⑤転帰欄のうち転帰日及び転帰内容（番号）中の後遺症についての記載を非開示とした。

なお、本件に係る異議申立てを受け、当初決定で非開示とした部分のうち、患者欄の市町村については、ア(イ) a(a)に述べたとおり、市町の予防接種に係る事務の担当課の取扱いをふまえ、慣行として公にされている情報として、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示した。

ウ 文書3

(7) 内容

子宮頸がん等ワクチンによる健康被害救済の実態について、厚生労働省が都道府県を通じて、市区町村あてに実施した調査に係る文書で、市区町村名、接種ワクチン名、副反応名等が記載されている。

(イ) 非開示とした具体的理由

メール送信者欄及び依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされている。

当該メールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

エ 文書4

(7) 内容

子宮頸がん予防ワクチン接種については、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から平成24年5月23日付けで示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、広く接種していくことが望ましいとされている

一方で、失神・血管迷走神経反射転倒による二次被害の報告がされていることを受け、予防接種制度の見直しを検討する際の参考とするため、国が都道府県を通じて市区町村あてに実施した調査に係る文書であり、市町村名、接種場所、集団接種で行う理由等が記載されている。

(i) 非開示とした具体的理由

メール送信者欄及び依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスを非開示とした。

当該メールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が開示を求めており、かつ、実施機関が変更処分後においてもなお非開示が妥当であるとする箇所の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種に係る副反応報告制度について

ワクチン接種による感染予防の効果を期待して、平成22年度から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されたが、法に基づかない任意の予防接種としての位置付けであり、副反応報告制度についても、当該事業の実施要領上の位置付けであった。

その後、法の改正により、平成25年4月1日からは、子宮頸がん予防ワクチンの接種が法第5条第1項の規定による定期接種とされ、被接種者が当該予防接種を受けたことによるものと疑われる一定の症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが、医師等に義務付けられた（法第12条第1項）。

なお、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかとなり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされている（平成25年6月14日付け健発0614第1号厚生労働省健康局長発出に係る都道府県知事あて勧告）。

(2) 非開示情報該当性について

ア 文書1

(7) 内容、構成

医療機関から国へ提出された副反応報告書については、その写しが国から都道府県に情報提供のため送付され、提供を受けた都道府県は、さらに、各都道府県医師会及び患者（被接種者）の住所地を管轄する保健所を経由して、市町村に対して情報提供を行うことになる。

文書1は、平成25年4月1日から開示請求を受け付けた平成25年7月29日までに国から実施機関に対して送付された6件の報告に関し、管轄保健所長等に実施機関が行った計4回の情報提供に係る文書（平成25年4月4日、4月12日、6月20日、7月31日施行分）で、それぞれ、担当課長から管轄保健所長及び県医師会会長への通知の起案鑑、担当課長から管轄保健所長への通知文、健康福祉部長から県医師会会長への通知文、副反応報告書、報告集計表及びFAX送信状（6件のうち1件のみ）の6つの文書で構成されており、非開示部分が含まれているのは、副反応報告書及びFAX送信状である。

なお、実施機関は、本件に係る開示請求を受け、対象公文書を情報提供に係る起案単位で特定したため、平成25年4月4日分のうち1件については、子宮頸がん予防ワクチン以外の予防接種による副反応報告書も含まれている。

(イ) 非開示情報該当性

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、同時に、副反応報告書及びFAX送信状について全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報であるとしていることから、まず、条例第7条第2号該当性について検討する。

a 副反応報告書

法第12条第2項に基づき、医療機関から国へ提出された後、患者（被接種者）の住所地の市町等に情報提供するため、国から実施機関へ情報提供された6件の副反応報告書の写しであり、患者（被接種者）の氏名又はイニシャル欄及び生年月日欄の記載、報告者の氏名（接種者、主治医等の区分欄を除く。）、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、接種場所の医療機関名及び住所欄の記載、接種の状況欄のうち、接種日、出生体重、接種前の体温、家族歴についての記載、症状の概要欄のうち発生日時、概要（症状・兆候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、症状の転帰欄のうち転帰日についての記載、並びに欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号が非開示とされている。

副反応報告書には、氏名又はイニシャル、性別、生年月日等の記述があるため、特定の個人を識別することができ、全体として個人に関する情報（条例第7条第2号本文該当）であるといえる。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、接種場所医療機関及び報告医療機関の住所のうち市町名まで、接種日、出生体重、接種前の体温、症状発生日時、転帰日、具体的な記載のない家族歴欄の情報については、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした接種場所医療機関及び報告医療機関の住所のうち市町名までを開示しても医療機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

b FAX送信状

医療機関が国に対して副反応報告書を提出するに当たって添付されたもので、発信者である報告医療機関の名称、郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号が非開示とされている。

報告医療機関とは、特定の患者（被接種者）が副反応の症状を呈した際に受診した医療機関であることから、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、報告医療機関の所在地のうち市名までについては、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした報告医療機関の所在地のうち市名までを開示しても医療機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

イ 文書2

(7) 内容、構成

平成22年11月から平成25年3月までに、医療機関から国あてに報告された副反応の症例のうち、重篤として報告されたにもかかわらず、転帰及びワクチンのロット番号が不明となっているものについて、国が都道府県を通じて該当市区町村あてに行った調査に係る文書で、厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール並びに患者ごとに、報告者、接種の状況、留意点、副反応の状況、転帰が記載された一覧表形式の報告書様式（照会用及び回答用）とで構成されている。

厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メールでは、メール送信

者欄及び依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされており、一覧表形式の報告書様式においては、患者欄のうちイニシャル、報告者欄のうち施設名及び市区町村、接種の状況欄のうち接種日、副反応の状況欄のうち発生日、転帰欄のうち転帰日及び転帰内容（番号）中の後遺症についての記載（回答用のうち具体的な記載がある1件のみ）が非開示とされている。

(4) 非開示情報該当性

a 厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール

非開示とされているメールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

b 報告書様式（照会用及び回答用）

実施機関は、報告医療機関名等については条例第7条第3号にも該当するとしているが、同時に、報告書様式について全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報であるとしていることから、まず、条例第7条第2号該当性について検討する。

報告書様式には、イニシャル、性別、年齢等の記述があり、特定の個人を識別することができ、全体として個人に関する情報（条例第7条第2号本文該当）であるといえる。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、非開示とされている部分のうち、報告医療機関の所在地（市区町村名）、接種日、発生日及び転帰日の情報については、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、報告医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした報告医療機関の所在地のうち市区町村名を開示しても医療機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

ウ 文書3

子宮頸がん等ワクチンによる健康被害救済の実態について、厚生労働省が都道府県を通じて、市区町村あてに実施した調査に係る文書で、依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされているが、イ(4) a のとおり、非開示が妥当である。

エ 文書4

子宮頸がん予防ワクチン接種について、失神・血管迷走神経反射転倒による二次被害の報告がされていることを受け、予防接種制度の見直しを検討する際の参考とするため、国が都道府県を通じて市区町村あてに実施した調査に係る文書で、依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされているが、イ(4) aのとおり、非開示が妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、報告医療機関名が個人情報として非開示とされる根拠は全くもって不明であるとする。

しかしながら、接種場所医療機関は特定の個人が予防接種を受けた医療機関であり、報告医療機関は特定の個人が予防接種を受けた後に副反応の症状を呈した際に受診した医療機関の情報であるため、いずれも特定の個人に関する情報である（条例第7条第2号本文該当）。

しかも、予防接種については、接種時の体調把握はもちろんのこと、接種後の体調変化への的確な対応が重要となるため、継続的な治療を受けている主治医の所属している医療機関や最寄りのかかりつけ医で、接種を受けたり、接種により体調変化が生じた後に診察を受けたりすることが通例であると考えられるため、特定の個人と継続的で密接な関係を有している医療機関についての情報であるといえる。

したがって、既に患者の住所地として市町名までが開示されていることも踏まえ、接種場所医療機関及び報告医療機関の情報のうち、所在市町名までは開示することが妥当であるが、それ以外については非開示とすることが妥当である。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

1 対象公文書の名称（文書1から文書4までが本件対象公文書）

- 文書1 予防接種後副反応報告書の送付について（平成25年7月31日、平成25年6月20日、平成25年4月12日、平成25年4月4日施行分）
- 文書2 子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応に関する調査について（転帰及びロット番号）
- 文書3 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における健康被害の救済状況調査について
- 文書4 子宮頸がん予防ワクチンの接種場所等に関する調査について
- 文書5 子宮頸がん予防ワクチン接種取扱いの審議結果の報告について（第2報）
- 文書6 子宮頸がん予防ワクチン接種取扱いの審議結果の報告について
- 文書7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について
- 文書8 予防接種による副反応の保護者等からの報告の取扱いについて
- 文書9 『8団体共同メッセージ「子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）適正接種の促進に関する考え方」送付について』について
- 文書10 予防接種法の一部を改正する法律の施行等について
- 文書11 予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について
- 文書12 定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて
- 文書13 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子健康手帳の記載事項の取扱い等について
- 文書14 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について
- 文書15 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時事業補助金
- 文書16 子宮頸がん等ワクチン被接種者数報告書（平成24年4月～平成25年3月）

2 開示すべき部分

- 文書1 予防接種後副反応報告書の送付について（平成25年7月31日、平成25年6月20日、平成25年4月12日、平成25年4月4日施行分）
副反応報告書のうち、報告者の医療機関の住所（市町名まで）、接種場所の医療機関の住所（市町名まで）、接種日、出生体重、接種前の体温、症状発生日時、具体的な記載のない家族歴欄の情報及び転帰日
FAX送信状のうち、報告医療機関の所在地（市名まで）
- 文書2 子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応に関する調査について（転帰及びロット番号）
報告書様式のうち、報告医療機関の所在地（市区町村名）、接種日、発生日及び転帰日

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 1 月 30 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 26 年 3 月 13 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 26 年 4 月 21 日	審議	第 271 回
平成 26 年 5 月 26 日	審議	第 272 回
平成 26 年 6 月 23 日	審議	第 273 回
平成 26 年 7 月 28 日	審議	第 274 回
平成 26 年 8 月 25 日	異議申立人から意見を聴取、審議	第 275 回
平成 26 年 9 月 29 日	審議	第 276 回
平成 26 年 9 月 30 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 271 回～第 276 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 271 回～第 274 回、 第 276 回
中野 美恵子	静岡大学 副学長	第 271 回～第 273 回、 第 275 回、第 276 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 271 回～第 276 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 272 回～第 276 回
山本 雅昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 271 回～第 276 回